

ロシアにおける

特許・実用新案出願制度の概要



黒瀬雅志 (Masashi Kurose)

黒瀬 IP マネジメント

黒瀬 IP マネジメント代表、弁理士

一橋大学大学院(法学研究科ビジネスロー専攻)非常勤講師。中国、ASEAN、ロシアなど新興国における知的財産紛争に関し、日本企業への法的アドバイスをを行っている。ロシアに関しては、「ロシア知的財産制度と実務」(編著:産業調査会)、「ロシアにおける知財リスク」(知財研フォーラム)などの著書がある。

ロシアにおける特許出願の手続きは、下記フローチャートで示したように、主に(1)出願、(2)方式審査、(3)出願公開、(4)実体審査、(5)登録の順で進められる。実用新案出願の手続きも、特に明記されていない限り、これに準ずる。

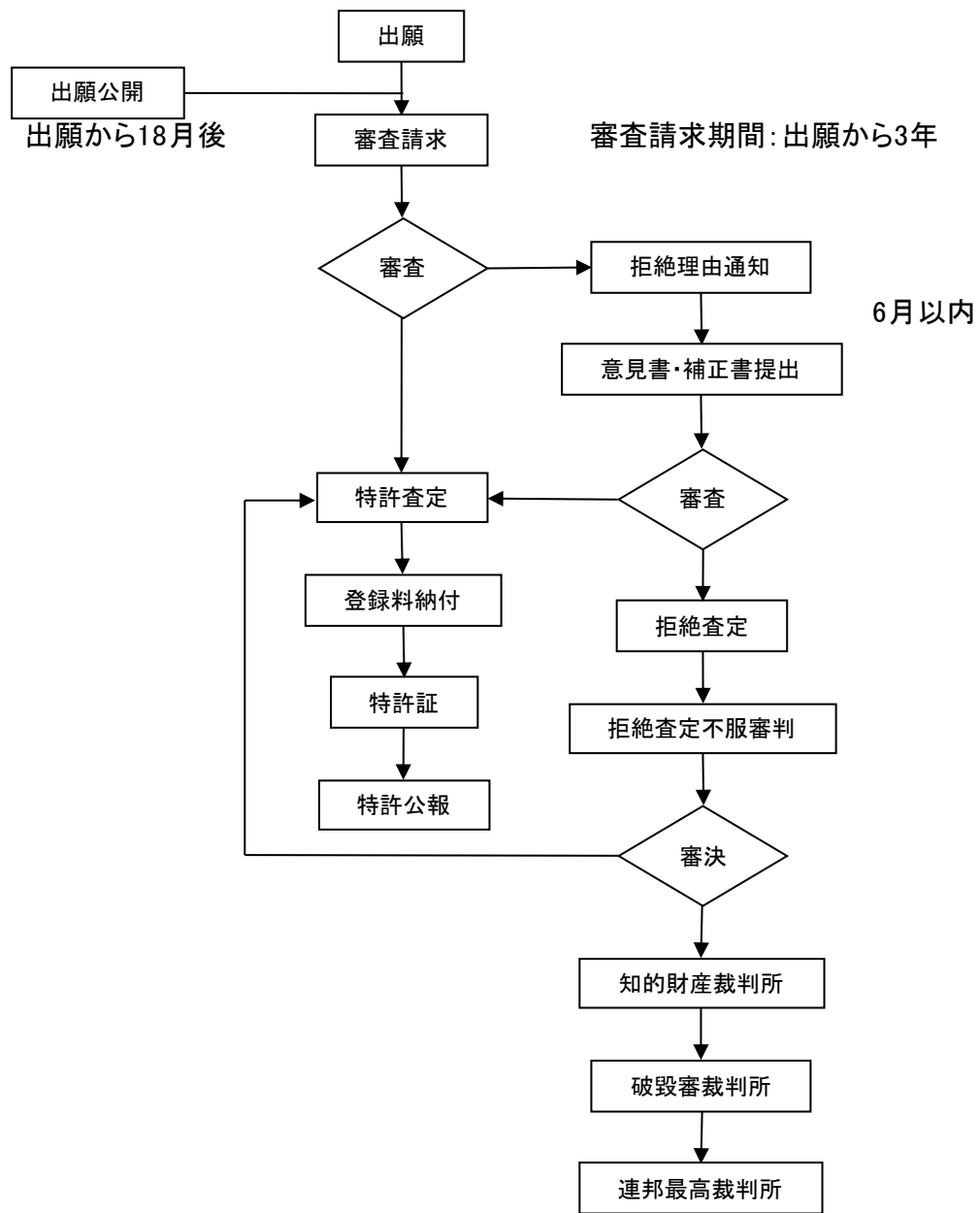
(1) 出願

・ロシアにおける特許および実用新案の出願は、ロシア特許庁(ロスパテント)に対して行われる。パリ条約に基づく優先権の主張を伴う特許出願は、最初の出願日から12か月以内、PCT出願の国内移行手続きは、優先日から31か月以内に行わなければならない。優先権書類の認証謄本は、優先日から16か月以内に提出しなければならない(民法1382条3項)。

・願書はロシア語で作成しなければならないが、明細書は日本語で作成したものであっても受理される(PCTの国内移行手続きにおいても同様)。日本語で提出した明細書は、2か月以内に翻訳文を提出する必要がある。

・外国人は登録されている特許代理人を通じてロシア特許庁に出願する。委任状は必要書類の一つであるが、実務上要求されることは少ない。

・そのほか、ユーラシア特許制度に基づきロシアを含む8か国で効力を有する単一のユーラシア特許を取得する方法もあるが、使用言語はロシア語のみである。



ロシア特許出願フローチャート

(2) 方式審査

・方式審査では書誌的事項の他、発明の単一性の要件を具備しているか否か審査される。単一性の要件を満たしていない場合には、クレームされたいずれの発明を審査対象とすべきかの回答を求められる。3か月以内に回答がない場合には、最初にクレームされた発明に関して審査がなされる(民法 1384 条 3 項、4 項)。

・実用新案出願では、独立項のクレームは1つしか認められない。

・方式審査を通過した特許出願については、何人もロシア特許庁に特許性に関するサーチレポートを請求することができる（民法 1386 条 4 項）。特許出願人は、サーチレポートの受領後、特許明細書、クレームの自発補正をすることができる。

（3）出願公開

・特許出願は、出願日から 18 か月後に公開される（民法 1385 条 1 項）。実用新案出願は出願公開されない。

（4）審査請求および実体審査

・特許出願の実体審査請求は、出願日から 3 年以内に行わなければならない。審査請求は何人も行うことができる（民法 1386 条 1 項）。審査請求期間を徒過した場合、期間の回復請求を所定の期間満了から 12 か月以内に提出することができる（民法 1389 条 2 項）。

・実用新案出願は、審査請求をしなくても実体審査される。

・日本特許庁とロシア特許庁とは、PPH 協定を締結している。

（a）審査で拒絶理由がない場合

・審査で拒絶理由が発見されなかった場合には、特許査定がなされ、特許査定書を送付される（民法 1387 条）。

（b）審査で拒絶理由がある場合

・特許要件、実用新案登録要件を満たさないと判断された場合には、審査官から拒絶理由通知が送付される。これに対して、出願人は通知を受けた日から 6 か月以内に、意見書、補正書を提出して応答する。出願人が希望すれば、応答前に審査官へのインタビューが認められる場合がある。

・実体審査が終了すると、実体審査終了通知が送付される。実体審査終了通知に否定的なコメントが記載されている場合には、所定期間内にクレームの補正などの応答を行うことが可能である。この応答によっても、拒絶理由が解消されない場合には、特許拒絶査定がなされる（民法 1387 条 1 項）。

(5) 登録

- ・特許査定書の発行日から 4 か月以内に特許料を納付することにより、特許権の登録がなされ(民法 1393 条 2 項)、特許公報に掲載される(民法 1394 条 1 項)。特許付与後の異議申立制度はない。

(6) 拒絶査定を受けた場合の対応

(a) 拒絶査定不服審判の請求

- ・拒絶査定に対しては、拒絶査定の日から 7 か月以内に、ロシア特許庁内に設けられた特許紛争評議会に対して不服申し立てをすることができる(民法 1387 条 3 項)。日本と異なり、審判請求時にクレームの補正を行うことはできない。
- ・拒絶査定不服審判の審理は、3 名の審判官の合議体で行われるが、口頭審理には出願人、代理人、原審査官の参加も認められる。
- ・審判請求人には、口頭審理においてクレームを補正する機会が与えられる。
- ・拒絶査定の対象となったクレームまたは補正後のクレームに記載された発明が拒絶理由に該当しない場合には、当該クレームについて特許査定がなされる。
- ・当該クレームに記載された発明が依然として拒絶理由に該当する場合には、拒絶査定が維持される。

(b) 審決取消訴訟の提起

- ・特許紛争評議会の決定(審決)に不服がある場合には、審決の受領日から 3 か月以内に知的財産裁判所に審決取消訴訟を提起することができる。知的財産裁判所の判決に不服がある場合には、破棄審裁判所さらに連邦最高裁判所に上告して争うことができる。

ソース

ロシア民法典第 4 部

特許行政規則

JETRO 模倣対策マニュアル・ロシア編(2016 年 3 月)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)